

先進都市視察報告（狛江市・箕面市・京都市）

平成 18 年 3 月 13 日

市民生活課 宮城島清也

全体

- ・ いずれの都市も市長主導により条例を制定している。
- ・ 市民参加と協働、市民活動推進の考え方の整理に苦労している。
- ・ 市民参加は「市政への市民意見の反映」を目的とした仕組みという点で共通している。京都市の定義は若干違うが、実際の施策的には前記に近い。
- ・ 協働、市民活動の推進には理念的な共通解がなく、試行錯誤の段階といえる。ただし、ベースとなる施策的には似通った面もある。

狛江市

- ・ 市長が主導し庁内で作成した条例案が、市民参加でつくるべきという理由で、一度は議会で否決されている。条例可決後、議会では、様々な施策の審議の中で「市民参加の手続きを踏んだか」という質問が大幅に増加した。
- ・ 条例検討の市民会議の中では、参加と協働の定義について共通理解を得るのに苦労した。参加と協働を同時に扱うことは、効率性や統一性に優れるメリットがある一方、実際に取り組む施策が違い議論のレベルが合いにくいことや対象施策が多くなり過ぎて十分な議論ができないというデメリットもある。

箕面市

- ・ 地方分権、行政改革のため、市民の市政への参加を制度的に保障するのが狙い
- ・ 市民参加は、市民意見を聴くという視点が強い。担当は広聴。
- ・ 市民活動の推進のキーワードは「事業性」。市民活動の自立と、公共的サービスの役割分担論的などころに狙いがある（行政からNPOへ）
- ・ 補助金の見直しなど行革との関連性が強い。

京都市

- ・ 市民参加の定義は、広くまちづくり全般への市民の参加と市政への参加を足したもの。
- ・ 市民参加と市民活動の推進を同時に扱っているが、市民参加の軸にしているので市民活動の推進施策は薄い。
- ・ 市民活動担当部署は地縁活動の所管に移管されている。